

札幌公共嘱託登記司法書士協会役員報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、定款第17条第1項の規定に基づき、役員報酬の支給に関して必要な事項を定める。

(支給額)

第2条 役員報酬の額は、定時総会の日からその翌年度の定時総会の前日までを1年として、次の各号に定める職務に対し、同号に定める額とする。

- (1) 理事長 年額15万円
- (2) 副理事長 年額10万円
- (3) 理事(前2号に掲げる理事を除く。) 年額5万円
- (4) 監事 年額10万円

(支給時期)

第3条 役員手当は、毎年8月に前条に定める額を支給する。ただし、年度途中で退任した役員に対しては、理事会の決議により繰り上げて支給することができる。

(日割計算)

第4条 1年の途中で就任又は退任した役員に対しては、第2条各号の額を日割計算して支給するものとする。

(調整)

第5条 当協会の財政が悪化したときは、理事会の決議により、第2条に定める額を減額し、又は延期して支給することができる。ただし、第3条ただし書の規定により既に支給した役員手当についてはこの限りではない。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和7年10月24日から施行し、同日の属する事業年度から適用する。

(経過措置)

- 2 第2条の規定にかかわらず、前項の施行期日の属する事業年度の役員報酬の額は、次のとおりとする。
 - (1) 理事長 年額18万円
 - (2) 副理事長 年額12万円
 - (3) 理事(前2号に掲げる理事を除く。) 年額6万円
 - (4) 監事 年額12万円